

大阪府立図書館の障がい者支援サービス—歴史・現在—

「障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的総合的な国際条約」(障害者権利条約) 批准に向け、国内法の整備を目指した著作権法の改正は 2009 年成立、2010 年 1 月 1 日に施行となった。かつて、点字図書館のみに許されていた墨字資料の音訳化が、公共図書館でも可能になり、公衆配信も可能になった上、そのサービス対象が肢体不自由者、ディスレクシア、等、活字による読書が困難な人々にも拡大された。

近年医学の進歩や社会の変化に伴い、身体的な問題を抱えている人々に対する研究、世間の関心・理解の広がりに技術革新が伴い、新たな展開をみせている。こうした社会の変化により、図書館の在り方、障がい者サービスの在り方にも新たな役割が期待されている。

身近でみても、視覚障がい者に提供する資料としては、かつて主流であった点字図書、テープ図書が、パソコンの出現によりデジタル化が可能となり、DAISY (注 1) へと移行しつつある。また近年出現したマルチメディア DAISY (注 2) は、全学童の 4~5% を占めるというディスレクシアの子どもを始め、学習障がいや発達障がい等読むことにハンディを抱えている子どもに対しても効果をみせており、現時点では様々な障がいを抱えた人々の要求に応えるには、最も適切な形態であると考えられている。現在マルチメディア DAISY の世界的な統一規格の作成準備も進められている。

大阪府立図書館は、今まで視覚障がい者へのサービスを中心としてきた。この背景には著作権法の壁や、それぞれのハンディを持った人々への有効なサービスのあり方、また有効な提供資料について把握できなかった事等が大きく影響していた。しかし著作権法の改正や技術の進歩などを受け、新たなサービスの展開が必要と判断、平成 22 年度、対面朗読室を読書支援課障がい者支援室と改めた。新しいサービスの方向を見極めるため、府立の障がい者サービスについて、その出発と現在についてまとめてみた。

(注 1) DAISY (Degitai Accessible Information system): デジタル録音図書の国際標準規格として、50 カ国以上の会員団体で構成するデイジーコンソーシアム (本部スイス) により開発と維持が行なわれている情報システム

(注 2) マルチメディアデイジー: DAISY (デジタル録音図書) に文章と画像を同期させ発展させたもの。音声に合わせてテキストの対象の部分をハイライトで示したり、読むスピード、テキストの文字の種類・色・大きさ・行間等を変えられる。